

消費者契約法

（平成 12 年法律第 61 號）

（本法於平成 12 年 5 月 12 日公布）

目 次

- 第一章 總則（第一條－第三條）
- 第二章 消費者契約之要約或承諾之意思表示的撤銷（第四條－第七條）
- 第三章 消費者契約條款之無効（第八條－第十條）
- 第四章 其他（第十一條、第十二條）
- 附 則
- 衆議院商工委員附帶決議
- 參議院經濟產業委員會附帶決議

第一章 總則

第一條（目的）

本法係鑑於消費者與事業者間就資訊的質量與交渉力之差距，對於因事業者之一定行為使消費者發生誤認或困惑之情形，使消費者得撤銷契約之要約或承諾之意思表示，並藉使事業者免除損害賠償責任之條款及其他不當損害消費者利益之條款的全部或一部無効，以達保護消費者利益，並有助國民生活之安定提升與國民經濟健全發展之目的。

消費者契約法は、平成12年5月12日に公布されました（平成 12年法律第61号）

目次

- 第一章 總則（第一條－第三條）
- 第二章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思 表示の取消し（第四條－第七條）
- 第三章 消費者契約の条項の無効（第八條－第十 條）
- 第四章 雜則（第十一條・第十二條）
- 附則
- 衆議院 商工委員会 附帶決議
- 參議院 經濟・産業委員会 附帶決議

第一章 總則

第一條（目的）

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民經濟の健全な發展に寄与することを目的とする。

第二條（定義）

本法所稱之「消費者」係指個人（不含事業或為事業目的之契約當事人）。

本法所稱之「事業者」係指，法人等團體及事業目的之個人的契約當事人。

本法所稱之「消費者契約」係指，消費者與事業者間所締結之契約。

第三條（事業者及消費者之努力）

事業者於制訂消費者契約之條款時，應顧及使消費者易於明瞭消費者之權利義務及他消費者契約之內容，並於勸誘締結消費者契約時，為使消費者加深理解，應致力於提供關於消費者之權利義務及其他消費者契約內容之必要資訊。

消費者於締結消費者契約時，應靈活運用事業者所提供之資訊，並致力於理解消費者之權利義務及其他消費者契約之內容。

第二章 消費者契約之要約或承諾之意思表示的撤銷

第四條（消費者契約之要約或承諾之意思表示的撤銷）

事業者於勸誘締結消費者契約時，如以以下各款行為使該消費者發生對各該條款之誤認，並因此而為該消費者契約之要約或承諾之意思表示者，消費者得撤銷之。

一、就重要事項為有異於事實之告知。誤認該被告知之內容為事實者。

第二条（定義）

この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

第三条（事業者及び消費者の努力）

事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

第二章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

第四条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二、關於物品、權利、勞務及其他該消費者契約之目的，就其將來之價額、該消費者於將來得受領之金額及其他將來之變動屬不確定事項者，提供武斷之判斷資訊。誤認該武斷之判斷的內容為確實之資訊。

事業者於勸誘締結消費者契約時，就特定之重要事項或與該重要事項有關之事項，告知該消費者其有利於該消費者，且故意不告知該重要事項中不利於該消費者之事實（以消費者一般得認因未受該告知，該事實即不存在之情形為限），如消費者因此而誤認該事實不存在，並為該消費者契約之要約或承諾之意思表示者，消費者得撤銷之。但如該事業者雖遇告知該消費者該事實，卻遭該消費者拒絕者，不在此限。

事業者於勸誘締結消費者契約時，對該消費者為下列行為，致消費者因此而困惑，並為該消費者契約之要約或承諾之意思表示者，消費者得撤銷之。

一、雖該消費者表示要求該事業者離去其住居或遂行業務之場所的意思，事業者未依該要求離去該等場所者。

二、雖該消費者表示欲離去該事業者勸誘締結該消費者契約之場所的意思，事業者未依該要求使該消費者離去該場所者。

第一項第一款及第二項所稱之「重要事項」係指，與消費者契約有關之以下事項，且為通常足以影響消費者判斷是

二 物品、權利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であつて消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

否締結該消費者契約者。

一、物品、權利、勞務及其他為該消費者契約之目的者之品質、用途等內容。

二、物品、權利、勞務及其他為該消費者契約之目的者的對價等交易條件。

依第一項至第三項之規定撤銷消費者契約之要約或承諾之意思表示者，不得以其對抗善意第三人。

第五條（接受仲介委託之第三人與代理人）

事業者委託第三人仲介該事業者與消費者締結消費者契約（以下於本項中僅稱「委託」），接受該委託之第三人（包含接受該第三人之委託者（含接受跨越二個階段以上之委託者）。於第二項中稱「受託人等」）對消費者為前條第一項至第三項規定之行為者，準用前條之規定。於此情形，前條第二項但書中之「該事業者」應變更為「該事業者或次條第一項規定之受託人等」。

與消費者契約之締結有關之消費者之代理人、事業者之代理人及受託人等之代理人，於適用前條第一項至第三項（含前項準用之情形。次條及第七條之情形，亦同。）之規定時，各視其為消費者、事業者及受託人等。

第六條（解釋規定）

就第四條第一項至第三項之規定，民法（明治二十九年法律第九十八號）第九十六條之規定對各項中所定消費者契約之要約或承諾之意思表示，仍有其適用。

一 物品、權利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、權利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

5. 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

第五條（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託を受けた者（二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。）を含む。次項において「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

第六條（解釋規定）

第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律 第八十九号）第九十六條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第七條（撤銷權之行使期間等）

第四條第一項至第三項所定之撤銷權，於得追認時起六個月內未行使而消滅。其於締結該消費者契約時起經五年者，亦同。

商法（明治三十二年法律第四十八號）第一百九十一條及第二百八十條之十二之規定（含其他法律準用該等規定之情形，於依第四條第一項至第三項撤銷以消費者契約認購股份或新股之情形，準用之。於此情形，同法第一百九十一條中之「以錯誤或欠缺股份認購書之要件為由，主張其認購無效，或以詐欺或脅迫為由」）及同法第二百八十條之十二中之「以錯誤或欠缺股份購書或認購新股權證書之要件為由，主張其認購無效，或以詐欺或脅迫為由」之規定，應變更為「依消費者契約法第四條第一項至第三項（含同法第五條第一項之準用的情形）之規定」。

第三章 消費者契約條款之無效

第八條（事業者之免責條款之無效）

下列之消費者契約條款，無效。

- 一、免除因事業者之債務不履行對消費者所生損害賠償責任之全部的條款。
- 二、免除因事業者之債務不履行（以該事業者、事業之代表人或其雇用人之故意或重大過失所致者為限）對消費者所生損害賠償責任之一部的條款。
- 三、免除事業者於履行消費者契約之債務時，依民法規定因該事業者之侵權行為對消費者所生損害賠償責任之全部的條款。

第七條（取消權の行使期間等）

第四條第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第百九十一条及び第二百八十条ノ十二の規定（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）は、第四條第一項から第三項までの規定による消費者契約としての株式又は新株の引受けの取消しについて準用する。この場合において、同法第百九十一条中「錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ」とあり、及び同法第二百八十条ノ十二中「錯誤若ハ株式申込証若ハ新株引受権証書ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ」とあるのは、「消費者契約法第四條第一項乃至第三項（同法第五條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ因リ」と読み替えるものとする。

第三章 消費者契約の条項の無効

第八條（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項

四、免除事業者於履行消費者契約之債務時，依民法規定因該事業者之侵權行為（以該事業者、事業之代表人或其雇用人之故意或重大過失所致者為限）對消費者所生損害賠償責任之一部的條款。

五、消費者契約為有償契約者，免除該消費契約之標的物隱有瑕疵時（該消費者契約為承攬契約者，為該消費者契約之定作物有瑕疵時。次項亦同），事業者因該瑕疵對消費者所生損害應負賠償責任之全部的條款。

其項第五款所定條款該當於下列情形者，前項規定無其適用。

一、於該消費者契約中明訂，如該消費者契約之標的物隱有瑕疵時，該事業者應以無瑕疵之物替代該物或修補該瑕疵之責任者。

二、該消費者與該事業者委託之其他事業者間之契約，或該事業者與其他事業者間之為該消費者利益之契約，其係先於該消費這契約之締結或與該消費者契約同時締結者，其契約中明訂，如該消費者契約之標的物隱有瑕疵時，該其他之事業者應賠償因該瑕疵對消費者所生損害賠償責任之全部或一部、或應以無瑕疵之物替代該物或修補該瑕疵之責任者。

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

第九條（預定消費者應支付損害賠償額之條款的無效）

下列之消費者契約條款，就各款所定部分，無效。

- 一、預定因該消費者契約之解除所生損害賠償額、或規定違約金之條款者，依該條款所定解除事由與時期等區分，其總額逾越與該消費者契約同種類之消費者契約的解除對該事業者所生平均之損害額者：該逾越部分。
- 二、預定消費者未於支付期日支付（支付次數為二期以上者，各該支付期日。以下於本款中亦同）基於該消費者契約應支付之金錢的全部或一部時之損害賠償額、或定期違約金之條款者，依支付期日之次日至支付日之期間中之日數，其總額逾越由該支付期日應支付金額扣除該支付期日應支付金額中已支付者後乘以年率百分之十四點六之金額者：該逾越部分。

第十條（不利於消費者之單方條款的無效）

消費者契約中限制消費者之權利、或加重消費者之義務之條款，如其較適用民法、商法及其他與公共秩序無關之法律規定不利於消費者，且違反民法第一條第二項規定之基本原則，而單方地侵害消費者之利益者，無效。

第四章 其他

第十一條（其他法律之適用）

關於消費者契約之要約或承諾之意思表示的撤銷及消費者契約之條款的效力，除依本法規定外，適用民法及商法之規定。

第九條（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

第十條（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一條第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

第四章 雜則

第十一條（他の法律の適用）

消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

關於消費者契約之要約或承諾之意思表示的撤銷及消費者契約之條款之效力，除民法及商法外之其他法律有特別規定者，適用其規定。

第十二條（適用之排除）

關於勞動契約，本法之規定無其適用。

附 則

本法於平成十三年四月一日施行，並適用於本法施行後所締結之消費者契約。

衆議院商工委員會對消費者契約法案之附帶決議（平成12年4月14日）

政府充分理解本法鑑於消費者與事業者間在資訊之質量及交渉力之差距，規定擁護消費者利益之嶄新的民事準則的意義。於本法施行之際，為防止與消費者契約有關之紛爭及公平圓滿解決，應就以下各點採取適當之措施。

1. 關於立法之趣旨及各規定之解釋等、經由本委員會之審議所明確化之本法的内容，應充分徹底告知消費者、事業者、各種裁判外糾紛處理機關及市町村自治團體之消費者行政承辦人員等。
2. 為求簡易迅速解決與消費者契約有關之糾紛，應加強裁判外糾紛處理機關之功能。

其中特別重要者為：

- (1) 鑑於國民生活中心及設置於都道府縣及市町村自治團體之

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第十二条（適用除外）

この法律の規定は、労働契約については、適用しない。

附 則

この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する。

衆議院 商工委員会 消費者契約法案に対する附帯決議（平成12年4月14日）

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情報の質・量及び交渉力の格差が存在することにかんがみ、消費者利益の擁護のための新たな民事ルールを定めようとするものであることの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費者契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解決を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 立法趣旨や各条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた本法の内容について、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市町村自治体における消費者行政担当者等に十分周知徹底すること。
- 2 消費者契約に係る紛争の簡易・迅速な解決を図るため、裁判外の紛争処理機関の強化を図ること。

特に、

- (1) 国民生活センター、都道府県及び市町村自治体に設置された消費生活セン

消費生活中心，其就解決與消費者契約有關之糾紛所得發揮之功能的重要性，應充實並加強其功能。要求都道府縣及市町自治團體建立機制，確保其居民得於所在地附近之消費生活中心接受與消費者契約有關之適當的資訊、申訴之諮詢與申訴之處理。

(2) 鑑於消費生活中心內擔任與消費者契約有關之糾紛的諮詢調解之消費生活諮詢人員，應實施適當之措施，以培育確保人才，並提升其得綜合靈活運用民法及各個別法之專門性。

(3) 鑑於基於都道府縣之條所設置之申訴處理委員會，其與消費生活中心在理理程序上具連續性，且以其係為解決與消費者契約有關之糾紛的公平中立的機關，應加活用；為提升其高度且專門之處理能力，應採取例如依申訴處理機關之要求派遣專家至各地方等使其得充分發揮功能之支援方法。

(4) 為充分確保與消費者契約有關之糾紛得於裁判外得到適當解決之管道，應尋求日本律師聯合會之協助，使各地之律師公會所設置之律師仲裁中心參與解決與消費者契約有關之糾紛時，易為利用。

3. 為使作為解決紛爭之最終管道的裁判制度易於為做為消費者之國民加以利用，應積極地參與企畫與司法制度改革有關之檢討，並依檢討結果與本法之施行狀況，檢討請求禁止團體訴訟之問題。

4. 為有助於充分掌握本之施行狀況，並改善為預防與消費者

ターが、消費者契約に係る紛争の解決について果たすべき役割の重要性にかんがみ、その充実・強化を図ること。都道府県及び市町村自治体に対しても、その住民が身近な消費生活センターで消費者契約に係る適切な情報提供、苦情相談、苦情処理が受けられる体制を確保されるよう要請すること。

(2) 消費生活センターにおいて、消費者契約に係る紛争(トラブル)についての相談、あっせんを行っている消費生活相談員は、その専門的な知識を基に本法を活用した消費者利益の擁護のために重要な役割を果たすことが期待されることにかんがみ、その育成・人材の確保及び本法のみならず民法や各般の個別法を総合的に活用できる専門性の向上のため、適切な施策の実施を行うこと。

(3) 都道府県等において条例で設置されている苦情処理委員会が、消費生活センターと手続的連続性を有しながら、消費者契約に係る紛争を解決するための公正かつ中立的機関として活用できることにかんがみ、高度に専門的な紛争の処理能力を向上させるため、苦情処理機関の要請に応じて専門家を地方に派遣するなど、その活性化のための支援策を講ずること。

(4) 消費者契約に係る紛争が裁判外で適切に解決されるための手段を十分確保するため、各地の弁護士会が設置する弁護士仲裁センターが消費者契約に係る紛争解決に当たり、利用しやすいものとなるよう、日本弁護士連合会に協力を要請すること。

3 紛争の究極的な解決手段である裁判制度を消費者としての国民に利用しやすいものとするという観点から、司法制度改革に係る検討に積極的に参画するとともに、その検討を踏まえ、本法の施行状況もみながら差し止め請求、団体訴権の検討を行うこと。

4 本法の施行状況について十分に把握し、消費者契約に係る紛争防止のための

契約有關之糾紛的方法，應利用連結國民生活中心與全國之消費生活中心之連線網路系統（全國消費生活資訊網路系統 PIO-NET），正確收集整理與消費者契約有關之糾紛及為實際解決狀況之資訊，並盡可能將該等資訊於國會等公布，並應擴充 PIO-NET。

5. 為培養消費者於活用本法之同時，亦能具有以自我責任為基礎而自主地合理地行動之能力，使消費者能加深理解以本法為首之民事準則的意義與功能、關於契約之正卻的知識及消費者在契約中之角色，並提昇判斷能力，應積極地支援學校教育等中關於消費者契約之消費者教育。
6. 鑑於電子商務交易之進展等急速地造成消費者契約之內容及型態的多樣化與複雜化，且本法具有主要為裁判等之規範的本質，故應致力於累積與消費者契約有關之判例的資訊及消費生活中心等裁判外糾紛處理機關之案例的資訊，並分析檢討本法施行後之狀況，如有必要，應以五年為期採取包含重新檢討本法在內之必要措施。

決議如上。

參議院經濟產業委員會對消費者契約法案之附帶決議（平成12年4月27日）

於施行本法之際，政府應就以下各點採取適當之措施。

1. 為簡易迅速解決與消費者契約有關之糾紛，應充實加強裁判糾紛處理機關之功能，並致力於積極地加以活用。
尤其是就都道府縣及市町村所設置之消費生活中心、申訴處理委員會等，應致力於包含派遣專家等在內之支援，同時，為充實解決糾紛之機能，應將中心等之功能明

是正策に資するため、国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶオンライン・ネットワーク・システムである全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)により消費者契約に係る紛争及びその解決の実態についての情報を正確に収集、整理し、その情報を可能な限り国会等に公表するとともに、PIO-NETの拡充を図ること。

- 5 消費者が本法を活用しつつ、自己責任に基づいて主体的・合理的に行動できる能力を培うため、消費者が、本法をはじめとする民事ルールの意味・役割、契約に関する的確な知識や契約に当たっての消費者の役割について理解を深め、判断能力を向上させることができるよう、学校教育などにおける消費者契約に関する消費者教育の支援に積極的に取り組むこと。

- 6 電子商取引の進展など消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化して行くことを踏まえ、また本法が主として裁判等の規範としての性格を有することにかんがみ、消費者契約に係る判例に関する情報及び消費生活センター等の裁判外紛争処理機関における処理例の情報の蓄積に努め、本法施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

参議院 経済・産業委員会 消費者契約 法案に対する附帯決議（平成12年4月27日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 消費者契約に係る紛争の簡易・迅速な解決を図るため、裁判外紛争処理機関の充実・強化を図るとともに、その積極的な活用を努めること。

特に、都道府県及び市町村に設置された消費生活センター、苦情処理委員会等について、専門家の派遣等を含め、その支援に努めるとともに、紛争解決機能を充実する観点からセンター等の役割の明確化、消費生活相談員の育成及び人材の確保を図ること。

確化，培養消費生活諮詢人員並確保人才。

2. 為預防與消費者契約有關之糾紛，應活用國民生活中心之全國消費生活資訊網路系統（PIO-NET），並依制訂本法之趣旨，正確收集分析與糾紛及解決有關之事例，同時應盡可能將其結果於國會等公布。
 3. 應積極地支援消費者有關之糾紛，使消費者就契約能以自我責任為基礎而自主地合理地判斷與行動。
 4. 鑑於與商品有關之資訊等越來越高度化專門之實際狀況，應特別顧及消費者利益之保護，預防事業者利用判斷力不足者（尤其以高齡者為多）之狀況締結不當之消費者契約。
 5. 為使消費者易於利用解決糾紛之最終管道的裁判制度，應配合司法制度改革之動向及本法之施行狀況，檢討與請求禁止有關之團體訴訟。
 6. 鑑於消費者契約今後將更形多樣化與複雜化，應分析檢討本法施行後之狀況，為更加提昇本法之實效性，並應依需要以五年為期，採取包含重新檢討本法在內之適當措施。
- 決議如上。

- 2 消費者契約に係る紛争を防止するため、国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)を活用し、本法制定の趣旨に沿うよう、紛争及び解決の事例に関する情報の的確な収集・分析を行うとともに、その結果を可能な限り国会等に公表するよう努めること。
- 3 消費者が、契約に関して自己責任に基づいた主体的・合理的な判断及び行動ができるよう、消費者教育の支援等に積極的に取り組むこと。
- 4 商品等に係る情報等が高度化・専門化してきている実情から、事業者が、特に高齢者にみられる判断力の不足している者に対し、その状況に乗じて不当な消費者契約をすることのないよう消費者の利益の擁護に特段の配慮をすること。
- 5 紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差止請求に係る団体訴権について検討すること。
- 6 消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ5年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

右決議する。

消費者の窓へ 戻る